GPP	1	0	0	0	_	1	5	
-----	---	---	---	---	---	---	---	--

退職金支給規程

改定	版番号	年 月 日
初 版	0 1	1971. 4.21
第1回改定版	0 2	1991. 4. 1
第2回改定版	0 3	1996. 4. 1
第3回改定版	0 4	1997. 4. 1
第4回改定版	0 5	1999. 8. 1
第5回改定版	0 6	2000. 2. 1
第6回改定版	0 7	2004. 4. 1
第7回改定版	0 8	2006. 4. 1
第8回改定版	0 9	2008.10.1
第9回改定版	1 0	2010. 4. 1
第10回改定版	1 1	2013. 7. 1
第11回改定版	1 2	2018. 3. 1
第13回改定版	1 3	2020. 1. 1
第14回改定版	1 4	2020. 4. 1
第15回改定版	1 5	2020. 7. 1

シチズン電子株式会社

			退職-																															
																																		ページ
																																		ページ
																																		ページ
																																		ページ
第	5 :	条	(支払)	• •		• •	•		•	•		•	•	•	•		•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•		3.	ページ
			確定																															
																																		ページ
																																		ページ
																																		ページ
																																		ページ
																																		ページ
																																		ページ
																																		ページ
第	1	3条	:(確定	定拠出	出年的	色と	の訓	周整) •	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	4	ページ
				_				_																										
			ライ																															
																																		ページ
																																		ページ
																																		ページ
																																		ページ
																																		ページ
																																		ページ
第	2	0条	:(ラ~	イフラ	プラン	/給	選打	尺者	の耳	反り) 扱	(V)	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	5.	ページ
第	4:	草~	キャリ	リア3	を援制	削度																												
第	2	1条	: (目:	的)•	• •		•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	٠.	•	•	•		•	•	•	• •	•	•	•	•	5 ^ -	ページ
第	2	2条	(对》	 マイ)			•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	5^	ページ
																																		ページ
																																		ページ
																																		ページ
																																		ページ
第	2	7条	(制度	度適月	承認	忍の!	取消	肖)	•	٠	٠		٠	٠	•	•		•	•	٠.	•	٠	•		٠	•	•		•	٠	•	٠	6 ^	ページ
第	2	8条	:(退	哉後 <i>0</i>)取护	及い)	•	•	•	٠	•		٠	٠	•	•		•	•		•	٠	•		٠	•	•		٠	٠	•	٠	6 ^	ページ
附																																		
																																		ページ
																																		ページ
第	3	1条	: (その	の他)	• •		•	•	•	•	•	• •	•	•	•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	• •	•	•	•	•	7^	ページ
																																		ページ
別	長	4 (勤続 7	ポイン	/ト)	、另	表	5	(等	級	ポ~	イン	/	.)、	另	刂表	6	(<u>F</u>	戉績	評	価7	ぱイ	、ン	' 	•	•	•	•	•	•	•	•	9^	ページ

第1章 退職一時金

第 1 条 (適用範囲)

この規程は、シチズン電子株式会社(以下「会社」という)の従業員が退職又は死亡した場合に支給する退職金について定める。但し、次の各号の1に該当する者には適用しない。

- ①顧 問
- ②エルダーパートナー
- ③契約社員
- ④準社員
- ⑤フレックス社員
- ⑥アルバイト
- ⑦その他、全各号に準ずる者

第 2 条(退職金支給額)

退職金支給額は、退職時又は死亡時における就業規則第11章に定める基本給に、退職事由により次の 支給係数を乗じた額とする。

- ①定年により退職するときは、別表1を適用する。又、「勤続36年以上で且つ満55歳以降退職するときは別表1を適用する。
- ②会社都合及び死亡により退職するときは別表2を適用する。但し、会社都合とは次の各事項の1に 該当する場合をいう。
 - ()会社役員に選任されたとき
 - n)会社都合により会社外の職務に従事するとき
 - n)会社都合により解雇されたとき
 - こ)業務上の傷病により業務に耐え得ないと認められたとき
- ③前各号以外の事由により退職する場合は、別表3を適用する。

第 3 条 (勤続年数)

- 1. 勤続期間の起算日は、就業規則(正社員)第5条の規定による入社日とし、退職、死亡、又は解雇の日をもって終了する。但し、退職直前に1週間以上連続欠勤した場合には、最終出勤日迄を勤続期間とする。
- 2. 前項の勤続期間には第1条第2号から第5号の期間及び就業規則第92条に定める休職期間は算入しない。但し、次の各号の1に該当する期間は勤続年数に算入する。
 - ①試用期間
 - ②会社都合により在籍のまま会社外の職務に従事した期間
 - ③業務上の傷病により休職した期間
 - ④他社から転籍した者においての元の会社に在籍していた期間
- 3. 前各項の計算において、1ヵ月に満たない日数は、これを1ヵ月に切り上げ、1年に満たない 月数の支給係数は、次式による。

(小数点第2位は四捨五入)

第 4 条(支給制限)

1. 次の各号の1に該当する場合は退職金を支給しない。但し、情状により別表3により計算した額の50%以内を支給することがある。

- ①勤続3年未満の者が第2条第1号及び3号の事由で退職したとき
- ②就業規則第97条に定める退職手続きを経ずして退職したとき
- ③退職後も貸与物品等を返還しないとき
- ④就業規則第167条により懲戒解雇されたとき
- 2. 退職日より過去3ヵ月間に欠勤日数が労働すべき日数の35%を超えた者には、退職金を60%に減額支給する。但し、第2条第1号及び2号の事由により退職する場合を除く。

第 5 条 (支 払)

- 1. 退職金は金融機関に設けられている従業員本人名義の預金口座に振込の方法で支給する。
- 2. 退職金は退職日より30日以内に支給する。
- 3. 退職金の最終計算において100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。
- 4. 死亡退職した場合の退職金は、「会社」の認める遺族に支払う。遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条の規定を準用する。

第2章 確定拠出年金

第 6 条 (適用範囲)

この章の規程にかかる適用者の範囲は、別に定めるシチズングループ企業型年金規約(以下「確定拠出年金規約」という。)第7条に定めるシチズングループ企業型年金(以下「確定拠出年金制度」という。)の加入者とする。

第 7 条 (勤続ポイント)

- 1. 前条の適用者には、勤続1年毎に別表4の点数表に基づき勤続ポイントを付与する。
- 2. 勤続ポイントは毎年4月1日に改定し、翌年3月31日まで適用することとする。4月1日時点で勤続期間に1年未満の期間がある場合は切り上げることとする。

第 8 条 (等級ポイント)

- 1. 第6条の適用者には、各等級1年在級毎に別表5の点数表に基づき等級ポイントを付与する。
- 2. 等級ポイントは、就業規則第114条および就業規則第115条により、入社時より付与するものとする。
- 3. 等級ポイントは毎年9月1日に改定し、翌年8月31日まで適用することとする。

第 9 条 (成績評価ポイント)

- 1. 第6条の適用者には、前年度に在級していた等級及び人事考課の結果に応じて、別表6の点数表に基づき成績評価ポイントを付与する。
- 2. 前項の人事考課の結果は、就業規則第118条に定める評語と同一のものとする。ただし、入社1年目の者については、入社時等級における評語 B を前年度の人事考課の結果とみなすこととする。
- 3. 成績評価ポイントは毎年4月1日に改定し、翌年3月31日まで適用することとする。

第 10 条 (ポイント単価)

ポイント単価は 1,000 円とする。ただし、会社の業績と支払い能力、世間相場を勘案して見直しをする ことがある。

第 11 条 (確定拠出年金掛金)

会社は、確定拠出年金規約第7条に定める確定拠出年金制度の加入者に対し、勤続ポイント、等級ポイント及び成績評価ポイントの合計にポイント単価を乗じ、12で除した額を、同規約第17条の規定に基づき、毎月の掛金として拠出する。

第 12 条 (その他)

本規程に記載の無い事項については、確定拠出年金規約及び確定拠出年金法その他の関係法規の規定に従う。

第 13 条 (確定拠出年金との調整)

- 1. 本規程による退職金の支給に当たり、個人別確定拠出年金想定残高を退職金より減額して支給する。
- 2. 前項の確定拠出年金想定残高とは、毎年度の掛金額合計と想定利息の合計額とする。
- 3. 前項の想定利息は、前年度末の確定拠出年金想定残高に想定利率1.00%を乗じたものとする。
- 4. 前項の規定にかかわらず、退職年度の想定利率は、退職した月に応じ以下の通り定める。

4月	0.09%
5月	0.17%
6月	0.25%
7月	0.34%
8月	0.42%
9月	0.50%
10月	0.59%
11月	0.67%
12月	0.75%
1月	0.84%
2月	0.92%
3月	1.00%

第3章 ライフプラン支援制度

第 14 条 (適用範囲)

この章の規程にかかる適用者の範囲は、別に定める確定拠出年金規約第7条に定めるシチズングループ企業型年金(以下「確定拠出年金制度」という。)の加入者とする。

第 15 条 (ライフプラン支援制度)

ライフプラン支援制度は、会社が従業員の生涯設計を支援することを目的として支給するライフプラン 支援金を、従業員が自らの選択により、次の各号に定めるライフプラン給及びライフプラン年金のいずれ か又は両方に配分する制度である。

①ライフプラン給

給与として支給するもの

②ライフプラン年金

将来における年金給付のため、別に定める確定拠出年金規約における事業主掛金の算定の基礎となる給与となるもの

第 16 条 (ライフプラン支援金の支給対象期間)

1. 従業員は、従業員となった日の属する月から従業員でなくなった日の属する月までの各月につき、

この規程によりライフプラン支援金の支給を受けることができる。

2. 前項の規程にかかわらず、就業規則第26条、第28条に定める欠勤・休暇及び就業規則第92条 の休職事由に該当し、無給となった月については、当月分のライフプラン支援金は支給しない。但 し、会社が認めた場合はこの限りではない。

第 17 条 (ライフプラン支援金)

ライフプラン支援金は、月額20,000円とする。

第 18 条 (ライフプラン支援金の配分方法)

1. ライフプラン支援金の配分方法は、従業員本人が次の各号のいずれかから選択し、当月分から適用する。

1	ライフプラン年金: 20,000円	ライフプラン給:0円
2	ライフプラン年金:10,000円	ライフプラン給:10,000円
3	ライフプラン年金: 5,000円	ライフプラン給:15,000円
4	ライフプラン年金:0円	ライフプラン給:20,000円

- 2. 第14条に定める適用者となった日より3年(就業規則第92条の休職事由に該当する期間は通算しない)が経過するまでは、ライフプラン年金への配分は選択できないものとする。
- 3. ライフプラン支援金の配分方法は、毎年4月に申し出ることにより変更することができ、4月分から適用する。
- 4. 前項の規程にかかわらず、従業員でなくなった日の属する月(従業員でなくなった日が月の末日である場合は、従業員でなくなった日の属する月の翌月)又は60歳に到達した日(60歳誕生日の前日を指す。以下同じ。)の属する月以降におけるライフプラン支援金の配分方法は、第1項第4号の配分方法とする。

第 19 条 (ライフプラン年金選択者の取り扱い)

- 1. 前条により選択した配分方法のライフプラン年金の掛金額については、当月分を翌月の末日までに拠出する。
- 2. 第16条第2項に該当した月に係るライフプラン年金は、これを支給しない。

第 20 条 (ライフプラン給選択者の取り扱い)

- 1. 従業員のうちライフプラン給を選択した者(ライフプラン支援金の配分方法が第18条第2号から 第4号までのいずれかである者をいう。)に対して、選択した配分方法のライフプラン給の額を、毎 月の賃金支給日に支給する。
- 2. ライフプラン給は、当月分を当月に支給する。
- 3. 第16条第2項に該当した月に係るライフプラン給は、これを支給しない。

第4章 キャリア支援制度

第 21 条(目的)

この制度は従業員に対し、退職後のキャリア支援を行う事を目的とする。

第 22 条 (対象者)

正社員のうち、第24条に定める申請時点において勤続3年以上、且つ45歳以上59歳未満の者で自らの 意思で退職申出をした者を対象とする。但し、制度適用は会社が認めた者に限るものとする。

第 23 条 (支援内容)

制度適用者の支援内容は以下の通りとする。

- ①退職時点における勤続年数に基づき、別表1に定める退職金支給係数を適用する。
- ②退職後であっても在籍期間中の賞与については、日割り計算にて賞与支給日に支給する。

第 24 条 (制度適用の申出)

制度適用希望者は、退職届にその旨、意思表示をした上で部門長経由で人事課へ提出するものとする。

第 25 条 (制度適用可否通知)

- 1. 会社は制度適用の可否を決定し、原則として1週間以内に適用可否を通知する。
- 2. 会社は制度適用の可否決定に際し、次の各号のいずれかに該当する場合や業務上特に必要と認められる場合等、総合的に判断し本制度の適用が不適切である場合は適用不可とする。但し、情状により一部 適用(第26条第1項但書き、第2項但書きを適用)することがある。また、処分については役員合議の上、決定するものとする。
 - ①「会社」の社業と競合する企業に転職し、「会社」に不利益を与える事が明らかな場合
 - ②「会社」の社業と競合する事業を自ら営み、「会社」に不利益を与える事が明らかな場合
 - ③退職後「会社」に不利益をもたらすことが明らかな場合
 - ④就業規則第96条第1号及び第3号に該当する場合
 - ⑤就業規則第167条第1項第1号から第3号に該当する場合

第 26 条 (制度適用不可の取扱い)

- 1. 会社が制度適用不可とした場合で且つ、本人が退職する場合は「自己都合扱い」とし、退職金支払いについては別表3に定める退職金支給係数を適用する。但し、情状により別表3で計算した金額と別表1で計算した金額の差額を一部支払うことが出来る。
- 2. 退職後において、退職前の在籍期間中を対象とする賞与については支給しない。但し、情状により退職前の在籍期間中を対象とする賞与(第23条第2号の金額)の一部を支払うことが出来る。

第 27 条 (制度適用承認の取消)

会社は制度適用を承認した後に、制度適用申出者が第25条2項のいずれかに該当することとなった場合には制度適用の承認を取り消すことがある。

第 28 条(退職後の取扱い)

制度適用を受けた者が退職後に第25条2項第1号から3号に該当した事が判明した場合にはキャリア支援制度において受けた退職金等の差額分について、返金するものとする。

附則

第 29 条 (改 廃)

この規程の改廃については、人事総務部長の起案により稟議手続をとり、社長の決裁を受けるものとする。但し、重要なものについては取締役会の決議を得るものとする。ここでいう重要なものとは法改正に準拠した改廃手続きを除き、会社及び従業員に対し影響がある労働条件の事をいう。

第 30 条 (施 行)

この規程は、昭和46年4月21日より施行する。

第 31 条 (その他)

平成 16 年 3 月 31 日以前に会社に在籍していた者で、シチズン電子企業型年金規約附則第 3 条の規定に基づき、退職年金にかかる年金資産を確定拠出年金へ移換された者については、本則第 13 条第 2 項の確定拠出年金想定残高には当該移換された額を含めるものとする。

退職金支給係数

	別表 1	別表 2	別表 3				
勤続年数	点 左	会社都合	別表1~2以外				
	定年	死 亡	自己都合				
1年未満		0.8					
1 年		1.4					
2 年		2.3					
3 年	2.3	3.5	2.3				
4 年	3.1	4.5	3.1				
5 年	3.9	5.7	3.9				
6 年	7.0	7.0	4.8				
7 年	8.1	8.1	5.6				
8 年	9.4	9.4	6.4				
9 年	10.6	10.6	7.2				
10年	11.8	11.8	8.0				
1 1 年	13.1	13.1	8.9				
12年	14.6	14.6	9.8				
13年	15.9	15.9	10.6				
14年	17.3	17.3	11.5				
1 5 年	18.8	18.8	12.3				
16年	20.2	20.2	13.1				
17年	21.6	21.6	13.9				
18年	23.2	23.2	14.7				
19年	24.6	24.6	15.6				
2 0 年	26.2	26.2	16.5				
2 1 年	27.9	27.9	17.3				
2 2 年	29.6	29.6	18.2				
2 3 年	31.1	31.1	19.4				
2 4 年	32.9	32.9	21.2				
2 5 年	34.6	34.6	23.2				
2 6 年	36.3	36.3	25.2				
27年	38.1	38.1	27.4				
28年	39.9	39.9	29.7				
2 9 年	41.7	41.7	32.2				
3 0 年	43.5	43.5	34.7				
3 1 年	43.8	43.5	34.7				
3 2 年	44.1	43.5	34.7				
3 3 年	44.4	43.5	34.7				
3 4 年	44.7	43.5	34.7				
3 5 年	44.9	43.5	34.7				
3 6 年	45.1	43.5	34.7				
3 7 年	45.3	43.5	34.7				
3 8 年	45.5	43.5	34.7				
3 9 年	45.7	43.5	34.7				
40年以上	45.9	43.5	34.7				

(別表4) 勤続ポイント (別表5) 等級ポイント (別表6) 成績評価ポイント

#h /= /= #h	- ₽ / \
勤続年数	
1年未満	6
1年 2年	6
2年	6 6
3年	6
4年	6
5年	13 13 13 13
6年	13
7年 8年	13
8年	13
9年	13
10年	13
10年 11年	18
12年	18
13年	18
14年	18
15年	25
16年	25
16年 17年	25 25 25 25
18年	25
19年	25
20年 21年	31
21年	31
22年	25 31 31 31 31 31 37 37 37
23年	31
24年	31
25年	37
26年	37
27年	37
27年 28年	37
29年	37
30年	43

	ポイント
I等級	83
Ⅱ等級	90
Ⅲ等級	102
Ⅳ等級	121
Ⅴ等級	150
VI等級	191

	S	Α	В	С	D
I 等級		28	22	17	
Ⅱ等級		34	28	21	
Ⅲ等級	52	43	35	26	18
IV等級	66	54	44	33	22
V等級	82	68	54	41	27
VI等級	102	86	68	51	34

31年以上は30年と同じポイントとする。